収入印紙
貼　　付

業務委託契約書(案)

日本年金機構を甲とし、○○（保守業者）を乙と、○○（リース業者）を丙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、対象機器の調整及び対象機器等を甲の指定する場所に設置及び撤去（搬出入を含む。以下同じ。）する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名　　パンチ委託のインハウス化に伴う新たな届書データ化システムの構築・保守等業務

契約金額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
（うち消費税等額＿＿＿＿＿＿円）

［内訳］別紙のとおり。
月額＿＿＿＿＿＿円
（うち消費税等額　　円）
リース形態　ファイナンスリース
契約保証金　全額免除

（総則）
第１条　乙及び丙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書や提案書等、当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める業務を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了しなければならない。
２　乙は、丙をもって仕様書等に定める機器（以下「対象機器」という。）を甲に貸し付け、乙は対象機器を甲の指定する場所に搬入、設置し、必要な保守を行い、甲は、対価を丙に支払うものとする。なお、甲は、丙への支払をもって債務の履行を完了したものとし、乙はリース料の請求権を甲に対して行使できないものとする。
３　乙及び丙は、対象機器が常に正常な状態で使用し得るよう協力し、甲の円滑な業務遂行に資するよう努めなければならない。

（法令遵守等）
第２条　本契約の履行に当たり、乙及び丙は、甲が作成する仕様書等に従い、関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、自己の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。
２　乙及び丙は、当該業務の実施に関し、自己の業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなけれ

ばならない。
３　乙及び丙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（労働法上の責任）
第３条　乙及び丙は、自己の業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。
２　乙及び丙は、甲に対し、自己の業務委託員に関し、甲の所有又は占有に係る建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るものとし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

（仕様書等の疑義）
第４条　乙は、乙及び丙において、仕様書等に疑義がある場合は、これをとりまとめ速やかに甲に説明を求めるものとする。
２　乙及び丙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙又は丙においてその説明の不適当なことを知って、乙において速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（委託期間等）
第５条　対象機器の委託期間、履行期限及び設置場所は、次のとおりとする。
　委託期間：契約締結日から令和１５年６月３０日まで
　履行期限：仕様書等のとおり
　設置場所：仕様書等のとおり

（所有権の表示）
第６条　固定資産税の納税義務者は丙とし、乙及び丙は、対象機器に丙の所有物である旨の表示をするものとする。

（動産総合保険）
第７条　丙は、対象機器の価格全額を補填する動産総合保険を第５条に規定するリース及び保守期間中は付保するものとし、乙又は丙がその費用を負担するものとする。
２　甲は、保険事故により保険会社から丙に支払われた保険金の限度内において、乙及び丙に対する次条第５項の補償金の支払義務、第１１条の修理費用及びリース料の支払義務を免れるものとする。この場合、丙は、保険会社をして甲に保険代位による求償請求をさせないものとする。

（対象機器の管理等）
第８条　甲は、対象機器の保全のため、善良な管理者の注意をもって対象機器を管理することとする。
２　甲は、対象機器に故障及び破損その他修理の必要が生じた場合には、乙及び丙に対して、当該対象機器の修理又は交換等を要求することができる。

３　前項の場合、乙及び丙は直ちに同等の性能を有する対象機器を使用させる義務を負うものとする。
４　前項に係る費用については、契約金額に含まれることとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によりその処置を講じた場合は、この限りではない。
５　甲の責に帰すべき事由により、対象機器が破損又は紛失した場合は、甲は乙又は丙に対してその損害の実費を補償することとする。
６　甲は、対象機器を第三者の権利の目的物とすることができない。

（立入り）
第９条　乙は、対象機器の保全等のため、事前に甲の許可を受け、第５条に規定する設置場所へ立ち入ることができる。

（機器の保守等）
第１０条　本契約に基づき、乙は、 仕様書等に定める時間内において、対象機器の設置場所又は甲の承認を得て乙が適当と認める場所にて、次の各号の保守点検業務を行うものとする。
（１）乙は、対象機器の正常な稼働を目的として、仕様書等に定める点検等の業務を行うための業務委託員を派遣し、仕様書等に定める点検等の業務を行わせるものとする。ただし、甲の要請により、 修理等を行った際に併せてこの点検を行うことができるものとする。
（２）乙は、対象機器の正常な使用に支障を来し、甲が乙の業務委託員の修理を必要とする場合には、甲の要請に従って、業務委託員を派遣し修理等を行う。

（有償修理の範囲）
第１１条　次の各号に掲げる修理のいずれかに該当する場合は、仕様書等に記載のない限り前条に規定する保守点検業務の対価に含めず、甲の別途負担により修理するものとする。
（１）消耗部品の交換修理（仕様書等に定める消耗部品を除く。）
（２）甲の誤使用に起因する修理
（３）甲の管理不備に起因する修理
（４）乙の承諾なしに行われた点検、修理その他の機器の取付け又は改造に起因する修理
（５）そのほか甲の責に帰すべき事由による交換修理

（設置場所の変更）
第１２条　甲は、第５条に規定する設置場所より対象機器を移動しようとする場合においては、事前に乙及び丙に対してその旨を通知し、協議するものとする。
２　前項に伴い、リース及び保守期間満了後の撤去費用が変更となる場合においては、甲乙協議するものとする。

（情報の取得）
第１３条　乙及び丙は当該業務の遂行上、組織的に用いるものとして作成又は取得した文書等について、甲から要求があった場合は、速やかに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により、乙又は丙が作成又は取得した文書等の全部又は一部について、甲と提出できないことを協議し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（秘密の保持等）
第１４条　乙及び丙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。
２　乙及び丙は、当該業務の開始前に、業務委託員と、個人情報や機密情報等の漏えい及び目的外利用を禁じた守秘義務契約を締結する（契約終了後及び退職後においても有効であることを明記しなければならない。）とともに、秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。
３　乙及び丙は、前項の規定により業務委託員と守秘義務契約を締結した旨の報告書及び守秘義務契約書の写しを、仕様書等に定める期日までに甲に提出しなければならない。
４　乙及び丙は、不正の利益を得る目的、若しくは甲又は乙に損害を与える目的を持って第１項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

（主体的部分等の再委託の禁止）
第１５条　乙及び丙は、当該業務の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

（再委託の承認及び変更）
第１６条　乙及び丙は、やむを得ない事情により自己の当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者（以下「再委託者」という。）の商号又は名称、所在地、委託する期間及び業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、再委託者の履行能力、再委託の契約金額、その他必要と認められる事項、個人情報等を取り扱う業務にあっては、再委託者の情報セキュリティの管理体制（個人情報等の管理体制を含む。）等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。
２　甲は、乙及び丙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適当であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙又は丙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。
３　乙及び丙は、第１項の承認を受けた場合には、速やかに再委託先と本契約にて自己に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
４　第１項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等は当該業務の再委託を行った者が負うこととする。
５　乙及び丙が、第１項で甲の承認を得た再委託者を変更する場合は、事前に書面により甲の承認を得なければならない。

（再々委託）
第１７条　乙及び丙は、再委託者が乙より委託された業務のうち、一部を別の第三者に委託をしようとする場合には、当該別の第三者（以下「再々委託者」という。）の商号又は名称、所在地、再々委託を行う期間及び業務の範囲、再々委託を行うこと

の合理性、必要性、再々委託者の履行能力、再々委託の契約金額、その他必要と認められる事項、個人情報等を取り扱う業務にあっては、再々委託者の情報セキュリティの管理体制（個人情報等の管理体制を含む。）、履行体制図の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。

２　乙及び丙は、前項で甲の承認を得た再々委託先を変更する場合は、事前に書面により甲の承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出をもって足りるものとし、甲の承認を要しない。

（１）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

（２）事業参加者の住所の変更のみの場合。

（３）契約金額の変更のみの場合。

３　前条第３項から第５項までの規定は、再々委託先について準用する。

（災害時の対応）

第１８条　乙は、第１０条に規定する保守点検業務の実施に際し、火災その他非常事態が発生したときは、甲に協力して、甲の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

２　乙は、前項の非常事態が発生した後において、甲に協力して、甲の業務が継続的に行えるよう努めなければならない。

（報告及び検査）

第１９条　乙は、第１０条に規定する保守点検業務を実施した結果について、報告書を作成し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）の検査を受けなければならない。

２　前項の検査の結果、不合格となった場合、乙は、監督職員の指示に従い遅滞なく当該業務を補正しなければならない。

３　乙は、月ごとに当該処理月分に係る仕様書等に示す成果物又は業務実施報告書（以下この条において「成果物等」という。）を作成し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

４　検査職員は前項に規定する成果物等を受理した日から起算して１０日以内（１０日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。

５　乙は、第３項の検査に合格したときをもって当該月に係る業務を完了したものとする。

６　甲は、第３項の検査の結果、乙の作成した成果物等が、仕様書等で示す品質を満たしていないと判断した場合は、当該成果物等について、不合格と判定するとともに、期日を定めて乙にこれの補正を指示するものとする。

７　乙は、前項の規定による指示があった場合は、甲が指定する期日までに、該当する成果物等を補正の上、再提出し、改めて第３項に規定する検査を受けなければならない。

（監督）

第２０条　甲は、本契約の履行に関し、乙又は丙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に不適切な行為が認められた者の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができ

る。
２　前項の場合、乙及び丙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（調査等）
第２１条　甲は、乙及び丙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。
２　甲又は監督職員は、当該業務の実施状況について、随時に調査を行うこととし、乙及び丙に必要な報告を求めることができるものとする。
３　前項の場合、甲又は監督職員は、乙及び丙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。
４　第２項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙及び丙に対して、当該業務の停止を指示できるものとし、乙及び丙は異議を申し立てることができない。本項の規定は次条第１項の監査について準用する。
５　甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙及び丙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

（監査）
第２２条　乙及び丙は、当該業務の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力しなければならない。
２　前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙又は丙の作業場所に立ち入る際には、当該立ち入りを受ける者に対して事前に通知を行うこととし、原則として当該立ち入りを受ける者が立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。
３　前２項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲、乙又は丙協議の上決定するものとする。

（事故報告等）
第２３条　乙及び丙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急処置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
（１）事故が発生したとき
（２）個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき
２　乙及び丙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により、監督職員に報告しなければならない。本契約終了後においても同様とする。
３　乙及び丙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、法令違反通報、内部通報、外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。本契約終了後においても同様とする。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。
４　乙及び丙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
５　乙及び丙は、第１項から第３項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。

６　甲又は監督職員は、第１項から第３項までに規定する事故等が発生した場合、乙の事務所又は作業場所に立入調査を行うことができる。本契約終了後においても同様とする。
７　乙及び丙は、自己又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
８　乙及び丙は、次の各号の一に該当したときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。ただし、本契約締結以前に第２号から第４号までの認定を受けていない場合は、この限りではない。
（１）情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１又はＪＩＳＱ２７００１）の認証が取り消されたとき
（２）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）が取り消されたとき
（３）次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定又はプラチナくるみん認定）が取り消されたとき
（４）青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）に基づく認定（ユースエール認定）が取り消されたとき

（公益通報者の保護）
第２４条　甲、乙及び丙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙及び丙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（対価の支払）
第２５条　丙は、乙が第１９条第３項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に月単位に請求することができる。
２　出納責任者は、丙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に支払うものとする。
３　甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、丙に対する支払を留保することができる。その場合、丙は、第２７条の支払遅延損害金を請求することができない。
４　乙及び丙は、本契約の予定件数（数量）の増減につき異議を述べることができないものとする。

（対価の日割計算）
第２６条　甲の責に帰すべき事由によらず、第５条に定めるリース及び保守期間中に生じた対象機器の性能の瑕疵又は不具合の為に対象機器が正常に作動しない場合には、乙及び丙は甲の指定した日時までに無償にて当該機器を迅速に修理又は代品を納入するものとし、甲が対象機器の一部を使用できなかった期間が発生した場合の対価については、前条第１項の規定により算出した該当する機器に係る月額相当額

を３０で除した金額（１円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）に、当該方法によって算出した該当する月において当該機器を使用できなかった日数を乗じて得た額を、当該月額相当額から減額した額とする。

（支払遅延損害金）

第２７条　出納責任者の責に帰す理由により第２５条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、丙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（１００円未満の端数があるとき、又は１００円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２８条　乙及び丙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成１０年法律第１０５号)第２条第３項に規定する特定目的会社又は信託業法(平成１６年法律第１５４号)第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙又は丙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丁」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

（１）甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）丁は、譲渡対象債権を第１項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

（３）甲は、債権譲渡後も、乙又は丙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丁は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙又は丙と丁の間において解決されなければならない。

（特許権等の費用負担）

第２９条　当該業務の実施に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙及び丙がこれを負うものとする。

（著作権等）

第３０条　本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙及び丙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

２　本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱は、次の各号の規定による。
（１）本契約より新たに作成される成果物に関する権利(著作権法(昭和４５年法律第４８号)第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を含む。)は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。ただし、納入された成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。
（２）乙は、甲がその旨を求めるときは、著作権譲渡証明書（様式１）を甲に提出しなければならない。
（３）乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先より、業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面で取り付けなければならない。
（４）甲は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
（５）乙は、甲に対して、著作権法第１８条（公表権）及び第１９条（氏名表示権）を行使することができない。

（履行不能等の通知）
第３１条　乙及び丙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（甲の解除権）
第３２条　甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙及び丙に対して３０日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、対象機器のリースについては、第３３条第１項に規定する違約金を支払わなければ解除することができないものとする。
２　甲は、対象機器又は本契約の履行に契約不適合がある場合において、第４４条第１項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。
３　甲は、乙又は丙が第３７条第１項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙及び丙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙及び丙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。
（１）甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
（２）第５条に規定する履行期限内に対象機器の設置又は仕様書等に定める業務を完了しないとき。
（３）本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
（４）乙又は丙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（５）本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
（６）本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
（７）乙、丙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
（８）本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
（９）公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
(10) 甲が乙又は丙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
(11) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙又は丙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
(12) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
(13) 乙又は丙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
(14) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
(15) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
(16) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
(17) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。
ア　甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
イ　甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
ウ　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
(18) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
(19) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。
(20) 乙又は丙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
(21) 乙、丙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙又は丙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
(22) 乙又は丙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１又はＪＩＳＱ２７００１）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙又は丙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
(23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法５４２条各項各号に定める事由が発生したとき。

４　甲は、乙又は丙が本契約の主体的部分を除く一部を第三者に再委託した場合で、当該第三者が前項第１６号又は第２０号から第２２号までのいずれかに該当したときは、乙及び丙に対して何らの予告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

５　前２項から前項の規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合は、契約

内容が既に履行されているとき、又は返還すべき対象機器及び成果物が既にその用に供せられていたときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

第３３条　前条第１項の規定により本契約の全部又は一部を解除し、対象機器の全部又は一部のリースを終了させる時には、甲はリースが終了した対象機器について第５条に定めるリース期間満了日までの対象機器のリース料の残額相当額を違約金として丙に支払うものとする。

２　前条第２項から第４項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙及び丙は契約金額から第１９条第３項の規定による検査が完了した期間に相当する金額又は納品され合格となった成果物の対価を差し引いて得た金額の１００分の１０に相当する金額(以下「違約金額」という。)を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

３　前条第２項又は第３項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合、乙及び丙は、これによって乙又は丙に生じた損害の賠償について、甲に請求することができない。

４　乙及び丙は､契約の履行を理由として､第２項の違約金を免れることができない。

５　第２項に規定する違約金額が、第３５条第１項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙及び丙の解除権）

第３４条　乙及び丙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、乙及び丙が共同してのみ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の規定は、乙及び丙が自己に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第３５条　第３２条第２項から第４項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙又は丙が甲に損害を与えた場合には、乙及び丙は甲に対して損害を連帯して賠償しなければならない。この損害額が第３３条第２項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。

２　甲、乙及び丙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し賠償しなければならない。ただし、第４４条第１項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。

３　本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

４　第２１条第４項の規定により、乙又は丙の責に帰すべき事由により、甲が当該業務の全部又は一部を中止した場合、乙及び丙は、これによって自己に生じた損害の賠償について、甲に請求することができない。

５　甲は、第２項の規定により損害を賠償する場合、賠償の対象となる損害の範囲は通常の損害に限るものとする。

（事情の変更）
第３６条　甲、乙及び丙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
２　甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙及び丙と協議することができる。
３　前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙及び丙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）
第３７条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙及び丙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
（１）公正取引委員会が、乙、丙又はその代理人（乙、丙又はその代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
（２）乙、丙又はその代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙及び丙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
２　乙及び丙は、本契約に関して、乙、丙又はその代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
３　第１項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合、乙及び丙は、これによって乙又は丙に生じた損害の賠償について、甲に請求することができない。
４　第１項の規定により、本契約の全部又は一部が解除となった場合においては、甲は、契約内容が既に履行されたとき、又は返還すべき対象機器及び成果物が既にその用に供せられていたときでも、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（談合等の不正行為に係る違約金等）
第３８条　乙及び丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の１００分の１０に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに連帯して支払わなければならない。
（１）公正取引委員会が、乙、丙又はその代理人に対し、独占禁止法第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
（２）公正取引委員会が、乙、丙又はその代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
（３）公正取引委員会が、乙、丙又はその代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７

項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙、丙又はその代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙及び丙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の１００分の５に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙、丙又はその代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第７条の３第１項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

（２）当該刑の確定において、乙又は丙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）乙又は丙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙及び丙は、本契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為に係る違約金額」という。）が、次条第１項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（談合等の不正行為に係る損害賠償）

第３９条　第３７条第１項、前条第１項又は第２項の各号の規定に該当した場合において、乙又は丙が甲に損害を与えたときは、乙又は丙は、甲に対し損害を連帯して賠償しなければならない。

２　前項に規定する損害賠償額が不正行為に係る違約金額を下回る場合については、不正行為に係る違約金額をもって損害賠償額とする。

（談合等の不正行為に係る違約金に関する遅延損害金）

第４０条　乙及び丙が第３８条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙及び丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて算出した金額（１００円未満の端数があるとき、又は１００円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として連帯して甲に支払わなければならない。

（施設、機器等の使用）

第４１条　甲は、甲の構内において、乙又は丙が当該業務を行う場合については、当該設置場所における施設機器及び電力等を無償で使用させるものとする。

２　乙及び丙は、前項の規定により使用を認められた施設、機器等については、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

（補償事項）

第４２条　乙及び丙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙、丙又は自己の業務は業務委託員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

（業務の処理責任）
第４３条　乙の行う当該業務の処理に誤り又は不適切な点等があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行い又は同時に損害の賠償の責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な不良や欠陥等があった場合等、乙の責に基づかない場合は、この限りではない。

（契約不適合責任）
第４４条　甲は、本契約に基づき引き渡しを受けた対象機器又は成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙及び丙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完とともに、損害賠償の請求をすることができ、乙及び丙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。
２　前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。
（１）履行の追完が不能であるとき。
（２）乙及び丙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
（３）特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙及び丙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
（４）前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）
第４５条　甲は、引渡しを受けた対象機器又は成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から１年が経過する日までに乙又は丙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙又は丙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

（知的財産権）
第４６条　乙及び丙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに納入成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙及び丙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
２　乙及び丙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（損害賠償等に係る調査）
第４７条　甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙及び丙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙及び丙の営業所、工場その他の関係場所に

立ち入り、調査させることができる。
２　乙及び丙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。
３　前２項の規定は、当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に再委託する場合において、当該第三者に対しても適用する。

（対象機器の返還）
第４８条　甲は、リース及び保守期間満了又は契約解除により対象機器を返還する場合は、乙及び丙に対し撤去の期日を通知しなければならない。
２　乙及び丙は、前項の規定による通知を受けたときは、甲が指定する期日までに対象機器を撤去しなければならない。
３　前２項の規定は、甲乙丙間で再リース契約を締結する場合は適用しない。
４　契約期間満了以外の事由により対象機器が返還された場合には、対象機器の評価額を残リース料に充当することができる。

（再リース料）
第４９条　本契約期間満了後、甲乙丙間で対象機器の再リース契約を締結する場合の１月当たりのリース料（単価）は、本契約で定めた１月当たりのリース料（単価）の１２分の１以下の額とするものとする。

（支払代金の相殺）
第５０条　本契約により乙又は丙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙又は丙に支払う代金を相殺することができる。

（紛争又は疑義の解決方法）
第５１条　本契約について、甲乙丙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙丙協議の上解決するものとする。

（裁判所管轄）
第５２条　本契約に関する一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

（存続条項）
第５３条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第１４条、第２４条、第２７条、第３２条第３項、第３５条、第３８条、第４０条、第４２条から前条まで及び本条の規定は、なお有効に存続するものとする。

以上

上記の契約の締結を証するため、この証書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲　東京都杉並区高井戸西三丁目５番２４号
日本年金機構　理事長代理人
システム企画部長　山本　晃司　印

乙　〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇　〇〇　〇〇　印

丙　〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇　〇〇　〇〇　印

別紙

明 細（ 月 額 ）

支払明細は以下のとおりとする。

項目	検収対象月	支払月	金額（消費税込）	うち消費税等額
基本設計工程に係る一時経費 （令和 9 年 10 月 1 日履行期限分）	契約締結月～ 令和 9 年 10 月分	令和 9 年 11 月		
詳細設計工程に係る一時経費 （令和 9 年 10 月 29 日履行期限分）	契約締結月～ 令和 9 年 10 月分	令和 9 年 11 月		
結合・総合テスト工程 に係る一時経費 （令和 10 年 4 月 28 日履行期限分）	契約締結月～ 令和 10 年 4 月分	令和 10 年 5 月		
移行・運用・プロジェクト完了 に係る一時経費 （令和 10 年 6 月 30 日履行期限分）	契約締結月～ 令和 10 年 6 月分	令和 10 年 7 月		
リース料 保守経費（サポート費用等） 保守経費（役務）	令和 9 年 10 月分	令和 9 年 11 月		
	令和 9 年 11 月分	令和 9 年 12 月		
	令和 9 年 12 月分	令和 10 年 1 月		
	令和 10 年 1 月分	令和 10 年 2 月		
	令和 10 年 2 月分	令和 10 年 3 月		
	令和 10 年 3 月分	令和 10 年 4 月		
	令和 10 年 4 月分	令和 10 年 5 月		
	令和 10 年 5 月分	令和 10 年 6 月		
	令和 10 年 6 月分	令和 10 年 7 月		
	令和 10 年 7 月分	令和 10 年 8 月		
	令和 10 年 8 月分	令和 10 年 9 月		
	令和 10 年 9 月分	令和 10 年 10 月		
	令和 10 年 10 月分	令和 10 年 11 月		
	令和 10 年 11 月分	令和 10 年 12 月		
	令和 10 年 12 月分	令和 11 年 1 月		
	令和 11 年 1 月分	令和 11 年 2 月		
	令和 11 年 2 月分	令和 11 年 3 月		
	令和 11 年 3 月分	令和 11 年 4 月		
	令和 11 年 4 月分	令和 11 年 5 月		
	令和 11 年 5 月分	令和 11 年 6 月		
	令和 11 年 6 月分	令和 11 年 7 月		
	令和 11 年 7 月分	令和 11 年 8 月		
	令和 11 年 8 月分	令和 11 年 9 月		
	令和 11 年 9 月分	令和 11 年 10 月		
	令和 11 年 10 月分	令和 11 年 11 月		
	令和 11 年 11 月分	令和 11 年 12 月		
	令和 11 年 12 月分	令和 12 年 1 月		
	令和 12 年 1 月分	令和 12 年 2 月		
	令和 12 年 2 月分	令和 12 年 3 月		
	令和 12 年 3 月分	令和 12 年 4 月		
	令和 12 年 4 月分	令和 12 年 5 月		
	令和 12 年 5 月分	令和 12 年 6 月		
	令和 12 年 6 月分	令和 12 年 7 月		
	令和 12 年 7 月分	令和 12 年 8 月		
	令和 12 年 8 月分	令和 12 年 9 月		
	令和 12 年 9 月分	令和 12 年 10 月		
	令和 12 年 10 月分	令和 12 年 11 月		
	令和 12 年 11 月分	令和 12 年 12 月		
	令和 12 年 12 月分	令和 13 年 1 月		
	令和 13 年 1 月分	令和 13 年 2 月		
	令和 13 年 2 月分	令和 13 年 3 月		
	令和 13 年 3 月分	令和 13 年 4 月		
	令和 13 年 4 月分	令和 13 年 5 月		
	令和 13 年 5 月分	令和 13 年 6 月		

項目	検収対象月	支払月	金額（消費税込）	うち消費税等額
	令和 13 年 6 月分	令和 13 年 7 月		
	令和 13 年 7 月分	令和 13 年 8 月		
	令和 13 年 8 月分	令和 13 年 9 月		
	令和 13 年 9 月分	令和 13 年 10 月		
	令和 13 年 10 月分	令和 13 年 11 月		
	令和 13 年 11 月分	令和 13 年 12 月		
	令和 13 年 12 月分	令和 14 年 1 月		
	令和 14 年 1 月分	令和 14 年 2 月		
	令和 14 年 2 月分	令和 14 年 3 月		
	令和 14 年 3 月分	令和 14 年 4 月		
	令和 14 年 4 月分	令和 14 年 5 月		
	令和 14 年 5 月分	令和 14 年 6 月		
	令和 14 年 6 月分	令和 14 年 7 月		
	令和 14 年 7 月分	令和 14 年 8 月		
	令和 14 年 8 月分	令和 14 年 9 月		
	令和 14 年 9 月分	令和 14 年 10 月		
	令和 14 年 10 月分	令和 14 年 11 月		
	令和 14 年 11 月分	令和 14 年 12 月		
	令和 14 年 12 月分	令和 15 年 1 月		
	令和 15 年 1 月分	令和 15 年 2 月		
	令和 15 年 2 月分	令和 15 年 3 月		
	令和 15 年 3 月分	令和 15 年 4 月		
	令和 15 年 4 月分	令和 15 年 5 月		
	令和 15 年 5 月分	令和 15 年 6 月		
撤去費用 （令和 15 年 6 月 30 日履行期限分）	令和 15 年 6 月分	令和 15 年 7 月		
合計				

様式１

著 作 権 譲 渡 証 明 書

令和　　年　　月　　日

日本年金機構理事長　殿

住　　所
法人名又は商号
氏　　名　　印

１．契約名称

２．作成者名

上記の名称で特定される著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、その発生と同時に、日本年金機構に譲渡することを異議なく承諾いたします。

また、当該著作物に関する著作者人格権を、自ら行使せず、当該著作物の作成者その他の第三者に行使させないことを誓約いたします。

以上